

平成 30 年 12 月 12 日

## 議会改革調査特別委員会（第 22 回）

### 調査事項

#### 付託事項(1)「議会改革に関する調査」

##### ア「本会議・委員会の公開性向上に関すること」

- ② 委員会記録への発言者名等の記載について
- ③ 常任委員会のインターネット中継について
- ⑤ 常任委員会の名称について

#### 付託事項(2)「議会基本条例に関する調査」

議会改革調査特別委員会の付託事項及び具体的調査事項

付託事項	具体的調査事項
<p>(1) 議会改革に関する調査</p> <p>ア 本会議・委員会の公開性向上に関する こと</p> <p>イ 議会活動に対する住民理解の促進に 関すること</p> <p>ウ 市民意見の反映に関する こと</p> <p>エ その他議会改革に関する こと</p>	<p>① 常任委員会における採決のあり方について</p> <p>② 委員会記録への発言者名等の記載について</p> <p>③ 常任委員会のインターネット中継について</p> <p>④ 発言残時間の表示について</p> <p>⑤ 常任委員会の名称について</p> <p>⑥ 常任委員会の再編について</p> <p>① 議会活動に対する住民理解の促進について</p> <p>② 選挙権年齢の引下げへの対応について</p> <p>① 市民意見を反映するための仕組みづくりについて</p> <p>② 請願、陳情の取扱いについて</p>
<p>(2) 議会基本条例に関する調査</p>	

《運営方針》

- ① 付託事項のうち、(1)に関する事項から集中的に審議を行い、結論が出たものから随時、実施に向け調査の報告を行う。
- ② 付託事項の(2)については、付託事項(1)の審議及び実施状況や、他都市の状況に関する調査、学識経験者等からの意見聴取などを踏まえながら、審議の方針を決定する。
- ③ 議会改革調査特別委員会の付託事項及び具体的調査事項について、新たに追加する場合は、代表者会議で確認を行った上で行う。

常任委員会の所管及び名称案について

	所管 (29. 1. 25決定)	名称案 (30. 12. 6理事会)
第1委員会	市長室、総務企画局、財政局、市民局、 会計室、選挙管理委員会、人事委員会、 監査事務局、議会事務局	総務財政委員会
第2委員会	こども未来局、教育委員会	教育こども委員会
第3委員会	経済観光文化局、農林水産局、 港湾空港局、農業委員会	経済振興委員会
第4委員会	保健福祉局、住宅都市局	福祉都市委員会
第5委員会	環境局、道路下水道局、消防局、水道局、 交通局	生活環境委員会

## 議会基本条例に関する調査の成果としての共通認識

1 議会基本条例は、市民の代表である議会や議員がどのようにその責務を果たすかについての基本ルールを定めるものであり、次の事項などから構成されることが多い。

○基本理念

○議会や議員の位置付け、責務、活動原則、報酬・政務活動費のあり方等

○議会の組織、権限、事務局・図書室など補佐体制のあり方等

○議会と住民や首長との関係等

2 議会基本条例を制定することとする場合には、次の事項に留意しつつ、検討を進める必要がある。

○条例が、議会の有する「意思決定機能」、「監視機能」、「政策形成機能」といった機能を果たすことに資するものとする。

○議会が市民の代表であることを体現した条例とすること。

○条例が、議員の活動を制約するものとならないようにすること。

○福岡市議会を取り巻く状況を踏まえた、福岡市らしい条例とすること。